

政令第 号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一の項中「一万三千元」を「一万三千二百円」に、「一万二千四百円」を「一万二千七百円」に改める。

別表第三第一の項イ中「充てんする」を「充填する」に改め、同項イ(1)及び(2)中「一万五千円」を「一万五千二百円」に、「一万五千元」を「一万五千円」に改め、同項イ(3)中「六千三百円」を「六千四百円（電子申請等による場合にあつては、六千三百円）」に改め、同項ロ(4)中「二百十円（電子申請等による場合にあつては、百六十円）」を「百六十円」に改め、同項ニ(1)中「六千九百円」を「七千元（電子申請等による場合にあつては、六千九百円）」に、「三百八十円」を「三百七十円」に改め、同項ニ(2)中「六千九百円」を「七千元（電子申請等による場合にあつては、六千九百円）」に改め、同項ニ(3)中「七百九十円」を

「八百円」に、「七百八十円」を「七百九十円」に改め、同表第二の項イ中「八十一万五千四百円」を「八十一万九千二百円」に、「八十一万四千八百円」を「八十一万八千六百円」に改め、同項口中「二十一万八
百円」を「二十一万二千四百円」に、「二十一万百円」を「二十一万七千七百円」に改め、同表第五の項中「
三百七十円」を「三百八十円」に改め、同表第六の項イ(1)中「十八万六千六百円」を「十八万七千三百円」に、「
十八万円」を「十八万六千六百円」に改め、同項ロ(1)中「十四万六千六百円」を「十四万七千三百円」に、「十
四万六千円」を「十四万六千六百円」に改め、同表第八の項ロ(1)中「(電子申請等による場合にあつては、
千円)」を削り、同表第十の項イ中「八十一万五千四百円」を「八十一万九千二百円」に、「八十一万四千
八百円」を「八十一万八千六百円」に改め、同項口中「二十一万八千六百円」を「二十一万二千四百円」に、「
二十一万百円」を「二十一万七千七百円」に改める。

附 則

この政令は、令和元年十月一日から施行する。